

各種手当の申請は おすすめですか

○児童手当

三歳未満の児童を養育している方は、児童手当が受けられます。

ただし、所得制限があります。

支給対象 一人目の子どもから

支給期間 三歳の誕生日まで

支給金額 一・二人目月額

五、〇〇〇円

三人目から月額 一〇、〇〇〇円

※以前に申請し所得超過のため支

給を受けられなかつた方で、平成

十年中の所得が下がつた方は、五

月中に再度申請をしてください。

手続きをしないと手当は受けられ

ません。公務員の方は勤務先へお

問い合わせください。

○児童扶養手当

父母の離婚などにより、父親と

生計を同じくしていな児童を養

育している方は児童扶養手当が受

けられます。

支給要件

手当は、次の要件を満たすとき

に母または養育者に対して支給さ

れます。

・父母が婚姻を解消した。

・父が死亡した。

・父の生死が明らかでない。

・父から引き続き一年以上遺棄さ
れている。

- ・父が一年以上拘禁されている。
- ・未婚の母の子
- ・棄児

○特別障害者手当など

が公的年金（老齢福祉年金を除く）を受ける事ができるときなど、手当が支給されない要件もありますのでご注意ください。

所得制限

この手当は、所得制限があり、

受給者などの所得状況により、全

額支給、一部支給停止または全額

を支給停止に区分されています。

手当月額（平成10年度）

一部支給停止 二八、一九〇円

第二子加算額 五、〇〇〇円

第三子以降加算額

三、〇〇〇円

※以前に申請し所得超過のため支

給を受けられなかつた方で、平成

十年中の所得が下がつた方は、五

月中に再度申請をしてください。

手続きをしないと手当は受けられ

ません。公務員の方は勤務先へお

問い合わせください。

○特別児童扶養手当

在宅の心身障害児（二十歳未満）

で、次の障害程度を有する児童を養育している方は特別児童扶養手当が受けられます。

支給要件

手当は、障害程度により一・二

級に分かれます。

一級該当 身体障害者手帳一・二

級、療育手帳A程度

二級該当 身体障害者手帳二・四

級、療育手帳B程度

所得制限

手当月額（平成10年度）

一級 五一、二五〇円

二級 三四、一三〇円

この手当は、所得制限がありま

す。

申込・問合先

市川点字図書館

〒108-0014 東京都港

区芝4-6-7 塚田ビル3階

電話機・各種電子機器への不

要電波障害

03(3214)1610

▼テレビ・ラジオの受信障害

03(3243)8697

203(3453)6096

誰でも参加できる 点字通信講座

「市川点字図書館」では、年間

八百冊の点字図書を製作し、全

国の視覚障害の方に無料で貸し

出しを行つてゐる日本で最も大

きな「点訳ボランティア団体」で

す。

今回、点訳者をさらに増やすた

めに次の要領で「点字通信講座」

を実施します。

実施要領

内 容 点字を全く知らない方

を対象に、テキストに沿つて点

字を打つていただき、郵送され

てきたものを添削して送り返す

方式で、点字本ができるところ

まで指導します。

期 間 6月1日～6カ月間

講習費 (練習器、テキストなどを含む)

9,800円

申込 5月25日までにハガキで

お申し込みください。

★「市川点字図書館」は、元筑波

大学教授市川洋先生の応援をい

ただきながら、十九年前から東

京都港区に事務所を構え、活動

ボランティア三百人、賛助会員

二千人の団体です。

申込・問合先

市川点字図書館

〒108-0014 東京都港

日 時	6月6日 (日)
受 付	午前9時～9時45分
開 始	午前10時
場 所	うぐいすホール
入場料	大ホール 無料

第3回 大正琴部会発表会

地区文化振興会主催

テニス祭り開催

いよいよテニスシーズン到来

です。硬式テニスを始めたないと

思つている方、テニスサークル

に加入したい方の参加をお待ち

しています。

期 日 5月9日 (日)

時 間 雨天の場合16時

午後1時～5時

場 所 市営テニスコート

参 加 費 無料

受 付 当日会場にて行います

※貸しラケットも用意してあり

ます

問合先 都留市硬式テニス協会
前田 茂 (43)5946